北海道の景観形成に関する庁内連携会議開催要領

（目的）

第１　「北海道景観形成ビジョン」の重点的な取組である「基本方針１　関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」に基づき、景観形成と庁内における関連施策との連携強化を図るため、北海道の景観形成に関する庁内連携会議（以下「会議」という。）を開催する。

（所掌事項）

第２　会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 景観形成と関連施策等との庁内連携に関すること

(2) 北海道公共事業景観形成指針に関すること。

(3) その他良好な景観を形成するための施策の促進に関し必要な事項に関すること。

（構成）

第３　会議は、別表に掲げる職にある者を構成員とし、建設部まちづくり局都市計画課長が主宰する。

（運営）

第４　会議は、主宰者が招集し、開催する。

２　主宰者は、必要に応じて、構成員以外の出席をもとめることができる。

（調整会議）

第５　主宰者は、必要な事項について実務的な検討等を行うため、調整会議を開催することができる。

２　調整会議は、所掌事項に関する連絡調整を行い、施策の連携等の研究や検討を行い、必要な情報等を構成員にて共有するため、構成員の一部及び庁内において所掌事項に関する事務を所掌する者の参加を要して開催する。

（庶務）

第６　会議の庶務は、建設部まちづくり局都市計画課景観係において処理する。

（その他）

第７　この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は主宰者が定める。

附　則

この要領は、令和元年(2019 年) 5 月 22 日から施行する。

この要領は、令和 2 年(2020 年) 4 月 21 日から施行する。

別表（第３関係）

北海道の景観形成に関する庁内連携会議の構成員

部	部　　署	役　　職	備　考
総合政策部	政策局土地水対策課	課長補佐(調整)	
	地域創生局地域政策課	主幹(地域政策)	
	航空局航空課	主幹(空港計画)	
環境生活部	環境局環境政策課	主幹(環境企画)	
	環境局循環型社会推進課	課長補佐(企画調整)	
	環境局循環型社会推進課	課長補佐（一般廃棄物）	
	環境局自然環境課	課長補佐(公園保全)	
	環境局自然環境課	主幹(生物多様性戦略)	
	文化局文化振興課	課長補佐(文化振興)	
経済部	地域経済局中小企業課	課長補佐(商業振興)	
	観光局	主幹(観光企画)	
	観光局	主幹(受入体制整備)	
	観光局	主幹(ＡＴ調整)	
農政部	農政課	課長補佐(政策調整)	
	農業経営局農地調整課	主幹(農地転用)	
	農村振興局農村設計課	課長補佐(事業推進)	
	農村振興局農村設計課	課長補佐(農村企画)	
	農村振興局農村設計課	課長補佐(農村活性化)	
	農村振興局事業調整課	課長補佐(設計積算)	
水産林務部	総務課	課長補佐(林務企画)	
	総務課	課長補佐(水産企画)	
	水産局漁港漁村課	課長補佐(事業)	
	林務局治山課	課長補佐(治山計画)	
建設部	建設政策局維持管理防災課	課長補佐(道路維持)	
	土木局道路課	課長補佐(道路技術)	
	土木局河川砂防課	課長補佐(河川計画)	
	土木局河川砂防課	課長補佐(砂防)	
	土木局河川砂防課	課長補佐(災害復旧)	
	まちづくり局都市環境課	課長補佐(街路計画・技術)	
	まちづくり局都市環境課	課長補佐(公園計画)	
	住宅局建築指導課	課長補佐(企画・普及促進)	
	住宅局住宅課	課長補佐(計画・指導)	
	住宅局住宅課	課長補佐(住宅建設・改善)	
	建築局計画管理課	課長補佐(計画)	
教育庁	総務政策局教育政策課	課長補佐	

主宰者:建設部まちづくり局都市計画課長
事務局:建設部まちづくり局都市計画課景観係